

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:募集

令和6年3月8日

「埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金」 の申請受付を開始します

埼玉県では、令和6年3月13日（水）から「埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金」の申請受付を開始します。これは、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている県内貨物自動車運送事業者に対して、その影響を緩和するため緊急的措置として支援を行うものです。

● 制度概要

1 交付対象

令和6年1月1日現在において、埼玉県内に営業所を設置する内容で、貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている、又は届出を行っており、今後も事業を継続する意思のある事業者

2 支援金の交付額

交付対象者が令和6年1月1日現在において使用する対象車両の数により算定します。対象車両とその1台当たり単価は次のとおりです。

対象車両の種別	単価
普通自動車 小型自動車（二輪自動車を除く。）	20,000円
軽自動車（小型自動車（二輪自動車に限る）を含む。）	7,000円

※道路運送車両法を基に区分しています。道路交通法上の大型、中型自動車は普通自動車になります。

3 申請期間及び手続

(1) 申請受付期間

令和6年3月13日（水）～令和6年6月17日（月）

(2) 申請手続

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金専用サイトでの電子申請

<https://jimukyoku.site/saitama/truckunsoshien/>

※郵送でも申請できます。



電子申請システムは3月13日（水）午前9時から稼働します。

4 問合せ先

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金コールセンター

電話 0120-991-523（フリーダイヤル）

（受付時間：午前9時～午後6時（土・日・祝日を除く。））

5 その他

交付要件や申請手続きの詳細等は専用サイトを御覧ください。

また、次の埼玉県のホームページからも専用サイトにお入りいただけます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/truckshienkin.html>